ハラスメント防止条例の改正について

糸魚川市議会ハラスメント防止条例の改正を議会運営委員会で協議するに当たり、以下の内容を整理してみました。

表１　これまでの当市議会のハラスメント防止に関する取り組み
表２　現行の糸魚川市議会ハラスメント防止条例と改正案の比較
表３　改正案で削除・一部改正・追加した内容
表４　ハラスメントに関する国の法整備の歴史

表１　糸魚川市議会でのハラスメント防止に関する取り組み

時　期	取り組み	備　　考
2021年12月	**糸魚川市議会政治倫理規則の改正**	議員が遵守すべき政治倫理基準にハラスメントに関する条文を追加した（第３条 第８項）。
2024年３月	**糸魚川市議会ハラスメント防止条例制定**	県内の議会では初の条例で、満場一致で可決した。
2025年８月	**市議会議員間のハラスメント案件が発生**	審査において現行条例にある問題点が顕在化した。

表２　現行の防止条例と改正案の比較

現行の防止条例	改正案
①　**現行第３条（適用範囲）**に、議員によるハラスメントの適用範囲に、ハラスメントが行われた時間や場所、時期についての記述がなかった。	**改正案第４条の第２項と第３項**で、時間と場所は特に問わないことにしている（本会議や委員会中の言動もハラスメント防止条例の対象となり、休憩中や議会以外での言動も対象となる）。**改正案第７条の第２項**で、審査の対象となるのは当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して４年以内の事象について扱うことにしている。また、**改正第４条（適用範囲）の第３項**で、この条例の施行改正後に発生した事案について適用されることとした。
②　**現行第５条（議長の責務）の第２項と第３項**で、議長の責務として、ハラスメントの調査を正副議長と議運の正副委員長で調査と確認をすることになっていた。	**改正第８条（審査の適否及び審査委員会の設置等）、改正第９条（審査委員会の運営）**で、調査と確認は『ハラスメント審査委員会』が行うことにしている。
③　**現行第８条（議長職務の代行）**で、正副議長や議会運営委員会の正副委員長が当該行為を行った議員であった場合の対応の仕方の記述が不十分だった。	**改正第５条（議員の責務）の第５項と第６項**で、当該行為を行った議員が議長である場合は副議長が議長の代行を務め、議長と副議長が当該行為を行った議員の時は当該行為を行っていない議員のうちの期数が最多で年長の議員が議長の代行を務めることにしている。

現行の防止条例	改正案
④　**現行第５条の第４項（議長の責務）**で、正副議長と議運正副委員長による調査によってハラスメントが確認された場合に、ハラスメントを行った議員に対して議長が指導、助言、注意を行うものとするとなっていた。	**改正案第14条（審査対象議員に対する措置）**で、議長の措置はハラスメント審査委員会の報告を受け、措置を行うことに変更している。
⑤　**現行第５条の第６項（議長の責務）**で、調査結果や措置を議長が全員協議会等に報告できることになっていた。	**改正第12条（意見書の提出及び審査結果の公表）**で、議長が調査結果と措置を報告するのは、直近の市議会定例会とし、ホームページでも公表することとしている。
⑥　悪質なハラスメントに対する措置が、防止条例には明示されていなかった。政治倫理規則にある政治倫理審査委員会によって審査されるという共通認識はあったが、明文化されていなかった。	**改正第14号（審査対象議員に対する措置）**で、ハラスメント防止条例でも政治倫理規則と同様に、辞職勧告をすることができるようにしている。
⑦　ハラスメントの審査請求ができるのは議員だけだった。	**改正第７条の第１項第２号（審査の請求）**で、審査請求をできるのは議員だけでなく、理事者（市長・副市長・教育長・政策監・教育次長・消防長）もできるようにしている。

表３　改正案で削除・一部改正・追加した内容

現行の防止条例から削除	現行の防止条例を一部改正
前文	現行第１条の（目的）→改正案第１条（目的）
現行第５条（議長の責務）の第２～４項	現行第２条（定義）の第１項→改正案第３条の（定義）の第１項
現行第５条（議長の責務）の第６項	現行第７条（研修等）→改正案第６条（議長の責務）の第２項
現行第８条（議長職務の代行）	
改正案で新たに条文を追加	
改正案第２条の（基本理念）	改正案第４条（適用範囲）の第２項と第３項
改正案第５条（議員の責務）の第５項と第６項	改正案第６条（議長の責務）の第３項
改正案第７条（審査の請求）の全部	改正案第８条（審査の適否う及び審査委員会の設置等）の全部
改正案第９条（審査委員会の運営）の全部	改正案第10条（審査委員会の調査）の全部
改正案第11条（審査委員会の結果及び通知等）の全部	改正案第12条（意見書の提出及び審査結果の公表）の全部
改正案第13条（措置の要求）の全部	改正案第14条（措置の要求）の全部

表４　ハラスメントに関係する国の法整備の歴史

時　期	法　律　名	備　　考
1947年5月	**地方自治法**	**第129条**「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」 **第131条**「議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。」 **第132条**「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」 **第133条**「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。」 本会議中の発言であっても、質問や批判の範囲を超えて執行部職員や他の議員を誹謗中傷したり、高圧的な態度で精神的苦痛を与えたりする行為（パワハラに相当）は、第132条に違反する。
1997年３月	**男女雇用機会均等法の改正**	女性に対するセクハラ対策が事業主の配慮義務とされた。
2016年3月	**男女雇用均等法の改正、育児・介護休業法の改正**	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策が追加された。
2019年５月	**労働施策総合推進法の改正**	パワーハラスメントの定義や防止措置義務の条文が追加された。大企業は2020年6月から義務付け、中小企業は2022年4月1日より義務付けられた。 パワハラの定義： ①優越的な関係を背景とした言動 ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの ③労働者の就業環境が害されること 地方自治体の議会における「議員間」や「議員から職員へ」のハラスメントは、労働施策総合推進法の対象外であるため、議員間のパワハラやセクハラへの対策が遅れていることが全国的な課題となっていた。そのため、近年では法律の枠組みとは別に、議会独自の判断で「議会ハラスメント防止条例」や政治倫理条例を制定し、議員間のハラスメントを禁止したり、第三者委員会を立ち上げて調査したりする動きが広がっている。
2025年６月	**労働施策総合推進法等の改正**	カスタマーハラスメントや求職者へのセクハラ対策が事業者の義務となる。自治体でもカスハラ防止条例が施行された。 議員による市職員への不当な要求や詰問、長時間の拘束などについては、パワハラ（あるいは職権乱用）とする自治体が多いが、中にはカスハラ（権威型カスハラ）と位置づけている自治体もある。

ハラスメント防止条例の改正案のたたき台　その１の修正版

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
ハラスメントは、他者に対して行われる悪質な行為であり、ハラスメントに対する無自覚により相手に被害を与える人権侵害である。糸魚川市議会はそのことを明確にし、また、糸魚川市議会議員及び糸魚川市職員の能力を十分に発揮させることができる環境を確保するとともに、ハラスメントを「しない・させない・見逃さない」を基本理念とした、この条例を制定する。	**削除**	**削除理由** **これまでの条例の前文に、新たな内容を加えて第１条の目的の条文としたため。**
（目的） 第１条　この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）間のハラスメント及び議員から市職員（以下「職員」という。）に対するハラスメントを防止し、及び根絶するために必要な事項を定め、議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、議員が活動できる良好な環境及び職員の良好な職場環境を確立することを目的とする。	改	**（目的）** 第1条 糸魚川市議会議員（以下「議員」という）から議員へのハラスメントは、議員個人の人格及び尊厳を傷つけ、議員の活動を阻害する。また、議員から糸魚川市職員（以下「職員」という）へのハラスメントは、職員の職務遂行及び職場環境に悪影響を及ぼすものである。これらのハラスメントは、重大かつ悪質な人権侵害であることを糸魚川市議会は明確に認識する。 議員と職員との関係においては、立場の違いから被害を受けた職員が相談や申出をためらうことがないよう、相談者の安全、秘密及びプライバシーを守り、相談したことによって不利益を被らないようにする公正かつ中立な仕組みが必要と考える。 糸魚川市議会は、ハラスメントを「しない・させない・見逃さない」ことを基本理念とし、予防、早期発見、相談、調査、被害者救済及び再発防止を一体的に進めることを目的として、この条例を制定する。
	新	**（基本理念）** **第2条ハラスメントの防止及び根絶は、次に掲げる理念に基づき行うものとする。** **１　ハラスメントをしない・させない・見逃さない。** **２　被害を受けた者の人格、尊厳、プライバシー及び意思を尊重する。** **３　相談者及び関係者に不利益な取扱いをしない。** **４　ハラスメントの認定に当たっては、公正、中立かつ適正な手続を確保する。** **５　正当な議員活動、政策論争、質疑、討論、批判及び意見表明を不当に萎縮させない。**
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	同	**（定義）** 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
(1) ハラスメント　パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びソジハラスメント（性的指向又は性自認に関して、差別的な言動、嘲笑、いじめ、暴力等の精神的又は肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。）その他の個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。	改	(1)　ハラスメント パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、並びにソジハラスメント（性的指向又は性自認に関して、差別的な言動、嘲笑、いじめ、暴力等の精神的又は肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。）その他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は議員の活動環境若しくは職員の職務環境を害する行為をいう。
(2) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条第２項に規定する 糸魚川市に勤務する一般職の職員並びに同条第３項第１号から第２号まで、第３号、第３号の２及び第５号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。	同	(2)　職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条第２項に規定する　糸魚川市に勤務する一般職の職員並びに同条第３項第１号から第２号まで、第３号、第３号の２及び第５号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。
（適用範囲） 第３条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。	同	**（適用範囲）** 第4条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。
	新	**2　この条例が適用されるハラスメントが行われた時間や場所については、これを特に限定しない。**
	新	**3　この条例が適用されるハラスメントは、条例改正後に発生したものとする。**
（議員の責務） 第４条　議員は、ハラスメントが議員の個人の尊厳を不当に傷つけ、及び議員としての活動意欲を低下させるものであること、並びに議員同士が政務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、議員の人格を尊重した活動をしなければならない。	同	**（議員の責務）** 第5条 議員は、ハラスメントが議員の個人の尊厳を不当に傷つけ、議員としての活動意欲を低下させるものであること、並びに議員同士が政務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、議員の人格を尊重した活動をしなければならない。
２ 議員は、ハラスメントが職員の個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び執務環境を害するものであること、及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員の人格を尊重した活動をしなければならない。	同	2　議員は、ハラスメントが職員の個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び執務環境を害するものであること、及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員の人格を尊重した活動をしなければならない。
３ 議員は、ハラスメントと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。	同	3　議員は、ハラスメントと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
４ 議員は、他の議員の行為がハラスメントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。	同	４　議員は、他の議員の行為がハラスメントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。
（議長職務の代行） 第８条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。	**新**	**５　前項のハラスメントに該当するおそれがあると認められる行為をした議員（以下「当該行為を行った議員」という。）が議長であるときは、副議長に報告しなければならない。この場合において、第６条から第14条までの規定中「議長」とあるのは、副議長と読み替えるものとする。**
	新	**６　議長及び副議長が当該行為を行った議員であるときは、当該行為を行っていない議員のうち、在職の期数が最も多く、かつ年齢が最も高い議員（以下、最年長議員等という。）がその職務を行う。この場合において、第６条から第14条までの規定中「議長」とあるのは、最年長議員等と読み替えるものとする。**
（議長の責務） 第５条 議長は、議員間及び議員から職員へのハラスメントが疑われる事象に遭遇したときは、直ちにそのことを指摘しなければならない。	同	**（議長の責務）** 第6条 議長は、他の議員の行為がハラスメントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘しなければならない。
２ 議長は、議員間のハラスメントについて議員又は議員の関係者から苦情の申出があった場合は、当該申出に係る事実関係の調査及び確認を副議長並びに議会運営委員長及び同委員会副委員長と行わなければならない。	**削除**	**削除理由** **事実関係の調査及び確認は審査委員会がおこなうこととしたため。**
３ 議長は、議員から職員へのハラスメントが疑われる事象の通知を議員又は職員から受けたときは、当該事象に係る事実関係の調査及び確認を副議長並びに議会運営委員長及び同委員会副委員長と行わなければならない。	**削除**	**削除理由** **同上**
４ 議長は、前３項までの規定においてハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意を行うものとする。	**削除**	**削除理由** **審査委員会の報告書に基づき議長が措置を講じることとしたため（改正案　第11条）。**

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
5 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。 （研修等） 第７条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等の実施に努めるものとする。	改	2　議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備、議員のハラスメント防止についての認識を深めるための研修会の開催、ハラスメントの状況や防止への要望を把握するためのための年１回のアンケートの実施、及び人工知能を利用したハラスメントの評価の導入を図らなければならない。
6 議長は、第１項から第４項までの規定により調査した結果及び行った措置をハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮した上で、全員協議会等で報告することができる。	削除	**削除理由** **事実関係の調査及び確認は審査委員会がおこなうこととしたため。**
	新	**3　議長は、毎年度、次に掲げる事項について市議会定例会で報告し、市議会のホームページで公表するものとする。報告と公表に当たっては、被害者が特定される情報を含めてはならない。** **(1)　ハラスメント防止の研修の実施状況** **(2)　ハラスメントアンケート等の実施状況** **(3)　ハラスメントの相談件数** **(4)　ハラスメントの調査件数** **(5)　ハラスメント再発防止策の実施状況** **(6)　その他ハラスメント防止に関する取組み**
	新	**（審査の請求）** 第７条 政治倫理規則第３条第12号に違反する疑いがあると認められる議員があるとき、又はその疑惑を解明する必要があるときは、次に定める者の代表者から議長に対し、当該違反を疑うに足りる事実を証する文書等または疑惑解明の趣意書を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。
	新	(1)　議員にあっては、議員定数の６分の１以上の議員の連署をもってする者
	新	(2)　行政執行機関にあっては、理事者（市長・副市長・教育長・政策監・教育次長・消防長）の２名以上の連署をもってする者
	新	2　審査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して４年を経過したときは、請求することができない。
	新	**(審査の適否及び審査委員会の設置等)** 第８条 議長は、議員に関して、前条に規定する審査請求があったときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
	新	2　この議会運営委員会において、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）及び審査請求の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)が議会運営委員会の委員であるときは、審査請求議員と審査対象議員は当該審査の取扱いに係る議事に加わることができない。
	新	3　議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。
	新	4　議長は、審査請求が適当との報告を議会運営委員会から受けたときは、糸魚川市議会議員ハラスメント審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
	新	5　審査委員会の委員は、会派の偏りがない５人以上10人以内で組織し、議員の中から議長が指名する。
	新	6　審査申請議員及び審査対象議員は、審査委員会の委員になることができない。
	新	7　審査委員会の委員は、当該事案の措置内容の提案を含めた審査結果報告書の提出をもって解任されるものとする。
	新	**(審査委員会の運営)** 第9条　審査委員会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとし、運営は、次に定めるところによる。
	新	(1)　審査委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
	新	(2)　委員長に事故があるとき、副委員長が委員長の職務を代行する。
	新	(3)　委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
	新	(4)　審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
	新	(5)　審査委員会は、原則公開とする。ただし、出席議員の３分の２以上の同意を得て、非公開とすることができる。
	新	(6)　審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。
	新	2　審査委員会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して60日を経過する日までに、措置の要求についての意見を含めた審査の結果を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
	新	（審査委員会の調査） 第10条 審査委員会は、付託された審査請求の審査を行うため、審査対象議員及び関係者に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、審査対象議員及び関係者に対し、資料請求及び事情聴取など必要な調査を行うことができる。
	新	2　審査委員会は、審査を行うに当たって、審査対象議員に意見を述べる機会を与えなければならない。審査対象議員は、審査委員会において意見を述べるときは、発言趣旨を記載した書面を審査委員会の当日までに提出しなければならない。
	新	3　審査委員会が審査請求者及び審査対象議員に対して、会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求めたときは、審査請求者及び審査対象議員はこれに従い、かつ、誠実に応える義務を負う。
	新	4　審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。
	新	5　審査委員会は、審査のためにハラスメントの有無の把握に人工知能による解析や評価、判断を参考にすることができる。
	新	(審査結果の報告及び通知等) 第11条 審査委員会は、審査を終了したときは議長に対し、措置の要求を含めたその審査結果を報告書として作成し提出しなければならない。
	新	2　議長は、前項の規定による報告を受けたときは、違反の有無にかかわらず、第６条の規定による審査請求をした代表者及び審査対象議員に対して、速やかに審査結果を通知しなければならない。
	新	（意見書の提出及び審査結果の公表） 第12条 審査対象議員は、前条第２項の規定による通知を受けたときは、当該通知があった日の翌日から起算して14日以内に、議長に対し審査結果についての意見書を提出することができる。
	新	2　議長は、前項の意見書の提出があったときは、前条第２項の規定による通知文書とともに、被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮した上で当該意見書又はその概要を直近の市議会定例会で公表するものとする。
	新	(措置の要求) 第13条 審査委員会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反したと認めるときは、違反した審査対象議員に対して必要な措置を講ずるよう議長に求めることができる。

ハラスメント防止条例（現行）		ハラスメント防止条例　改正案
	新	2　審査委員会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反していないと認める場合であって、審査対象議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。
	新	**(審査対象議員に対する措置)** 第14条　議長は、第11条第１項の報告書を受け、この規則に違反する行為があったと認めるときは、対象議員に対して、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うものとする。
	新	(1)　この規則を遵守するため指導・助言・注意あるいは警告すること。
	新	**(2)　再発防止の方策や覚悟が明示された誓約書を提出させること。**
	新	**(3)　ハラスメント防止の研修を受講させること。**
	新	**(4)　直近の市議会定例会において謝罪させること。**
	同	(5)　議会の役職を停止すること。
	同	(6)　辞職勧告を行うこと。
	改	(7)　前６号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。
（委任） 第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	同	**（委任）** 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
（継続的な検討） 第 11 条 議会は、この条例の定める事項について、必要があると認めたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。	同	**（継続的な検討）** 第16条 議会は、この条例の定める事項について、必要があると認めたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	同	**附　則** この条例は、公布の日から施行する。